

[事案 2022-121] 新契約無効等請求

・令和5年5月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-177]の申立人と同一人であり、[事案 2022-122]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

従前の保険契約（以下「従前契約」）の満期据置金を原資として、平成24年4月に契約した一時払終身保険および平成25年2月に契約した終身医療保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、従前契約の満期据置金に戻してほしい。

- (1) 意向把握義務、情報提供義務など、顧客の意向と契約内容が合致しているかどうかを確認することが保険業法で義務付けられているが、守られていない。
- (2) 保険会社は、従前契約の満期据置金を新しい契約の原資に使い、顧客の利益よりも会社の利益を優先させようとしていた。
- (3) 自分は、契約当時、会社の幹部であり多忙であったため、いずれの契約についても配偶者が説明を聞き、サインの時だけ呼ばれて署名させられた。契約内容の説明は受けていない。
- (4) 自分は被爆者健康手帳の交付を受けているため、医療費は原則支払う必要がなく、終身医療保険は必要ないが、不安を煽られ契約させられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、従前契約が満期を迎えた際に、満期据置金は使う予定がないことを配偶者に確認している。
- (2) 各契約の加入時には、申立人に対しても設計書を用いて説明しており、申立人は契約内容を理解していた。
- (3) 仮に、契約内容の説明が配偶者に対してのみなされていたとしても、申立人が配偶者の意見に従って申込書を作成したのであれば、契約は有効である。
- (4) 終身医療保険にもとづき、複数回給付金が支払われている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。